

## 書類審査

令和元年度 体育協会運営補助金

評価表 NO.

53

所管部課名	スポーツ課	担当者	有村 慎吾					
事務事業名	競技スポーツ推進事業費							
根拠法令	薩摩川内市商工観光部関係補助金交付要綱、体育協会運営補助金交付要領							
補助経過年数	21年以上							
令和元年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	17,000千円	千円	17,000千円	千円				
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	体育協会主催大会（バレー・ソフト・綱引）参加者数	1,200人	令和元年度					
成果指標②								
補助対象者	特定非営利活動法人薩摩川内市体育協会							
補助対象経費	体育協会の運営に要する経費（体育協会事務局費（賃金、報償費、旅費等）と体育協会運営費（事業費、派遣費、強化費等））							
補助対象事業・活動の内容	体育協会加盟団体強化支援等に対する事業費、体育協会のスポーツ合宿等に係る経費、県民体育大会への派遣費、各種スポーツ振興事業に係る事業費							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input type="checkbox"/> 事業補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	令和元年度 17,000千円							
上記項目の積算方法	全体事業費から補助金額を算出							
補助を 受ける 事業（ 団体 等） の 決算 状況	項目	平成28年度		平成29年度		平成30年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	1,171,077	4.7%	998,720	4.5%	956,823	4.3%
		会費収入	235,000	0.9%	230,000	1.0%	225,000	1.0%
		事業収入	763,837	3.1%	597,274	2.7%	591,764	2.7%
		寄付金・その他助成	172,240	0.7%	171,446	0.8%	140,059	0.6%
		市補助金	18,264,000	73.6%	18,000,000	81.7%	16,500,000	74.1%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（前年度繰越金）	5,386,271	21.7%	3,031,161	13.8%	4,822,178	21.6%
	計	24,821,348	100.0%	22,029,881	100.0%	22,279,001	100.0%	
	支出	事業費	17,028,908	68.6%	13,061,640	59.3%	13,957,180	62.6%
		人件費	3,436,626	13.8%	3,179,499	14.4%	3,516,052	15.8%
		その他事務費	1,324,653	5.3%	966,564	4.4%	948,789	4.3%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）	3,031,161	12.2%	4,822,178	21.9%	3,856,980	17.3%
計	24,821,348	100.0%	22,029,881	100.0%	22,279,001	100.0%		
支出計/前年度支出計			88.8%		101.1%			
自己資金/前年度自己資金			85.3%		95.8%			
翌年度繰越金/市補助金	16.6%		26.8%		23.4%			
交付件数	1		1		1			
成果指標の推移①	1,190		850		1,180			
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	<p>【前回評価】平成28年度「現状のまま継続」4年度の国民体育大会やオリンピックに向けて、既存の慣例などにとらわれず、実効性のある取組をされたい。加盟団体を増やし、組織の強化を図られたい。</p> <p>【前回評価への回答】来年の東京オリンピック、かごしま国体に向けて、連携を強化し、地域の活性化を図りたい。</p> <p>【事業のPR方法】文書の発送、報道等</p> <p>【費用対効果】台風等の影響で大会中止となることもあるが、大会参加者数は大きな減少はない。</p> <p>【補助事業以外の事業】各加盟団体の自主事業</p> <p>【その他】県民体育大会に係る派遣費及び強化費、地区体協連絡協議会・県下一周駅伝等、主催三大大会に係る甌移動旅費、地域体協補助金が主な内容で、今後も補助金を継続したい。</p>							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域対抗大会(バレー・ソフトボール・綱引)、市民運動会、各種競技団体の大会開催等で、市民の一体感の醸成を図るとともに、市民のスポーツ参加や健康を促進し、スポーツ普及振興並びに競技力向上に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	体育協会加盟団体の競技力向上のため、技術講習会の開催及び県民体育大会参加選手の強化等を図っており、補助が必要である。また、地域対抗大会、市民運動会については、甌島地域が参加できない場合は、大会等は中止にすることになっており、市民総参加の取組みを行う
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。(その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。)	A	市民参加のスポーツ大会、地域対抗の競技大会、市民運動会、各競技団体が大会等を開催し、広く市民の参加があり、市民の健康増進及びスポーツの振興に成果を得ている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	協会に事務職員を置き、市と連携して、本市のスポーツ振興に取り組んでおり、リアルタイムに競技団体等の活動状況の情報発信等を行っており、行政以外が行うのが適切である。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	平成26年度に特定非営利活動法人としての活動を開始し、自立に向けた事業等の取組みを開始しているところであり、軌道に乗り完全自立までは、補助金は必要と考える。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。(交付要綱の補助基準)	A	補助対象経費については、交付要領第4条に規定されており妥当性を欠くものではない。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価(一次)結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性           ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 本市のスポーツ振興の一翼を担っており、今後も継続的に発展させる考えである。		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

## 体育協会運営補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる体育協会運営補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 体育協会運営補助金に係る補助事業等は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 体育協会運営補助金の交付を申請した体育協会が実施する事業は市民の健康を促進し、体育の振興を図るものであること。
- (2) 前号の体育協会が実施する事業計画が市民の健康と体育の振興に資することが明白であること。

(補助金の額)

第3条 体育協会運営補助金の額は、予算で定める額のうち次条に定める経費の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 体育協会運営補助金は、体育協会の運営に要する経費で次の各号に掲げる経費について交付する。

- (1) 事務局費
  - ア 報酬
  - イ 賃金
  - ウ 報償費
  - エ 旅費
  - オ 需用費
  - カ 役務費
  - キ 委託料
  - ク 使用料及び賃借料
  - ケ 備品購入費
  - コ 負担金補助及び交付金
- (2) 運営費
  - ア 事業費
  - イ 使用料及び賃借料
  - ウ 派遣費
  - エ 強化費
  - オ 総会費

カ 備品購入費

キ 負担金補助及び交付金

(3) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる経費等  
(交付の申請)

第5条 体育協会運営補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

(交付の基準)

第6条 体育協会運営補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前1号に掲げる場合のほか、当該申請者に体育協会運営補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 体育協会は、補助事業等が完了したときは、直ちに規則第15条に定める補助金等実績報告書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書

(3) 前2号に掲げるほか市長が必要と認める書類

(効果の測定)

第8条 体育協会運営補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、次の各号に掲げる指標等を用いて測定するものとする。

(1) 当該補助事業者等が自ら行った評価、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等に関する結果

(2) 実施事業等に係る参加者数

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる指標等

(補助事業者等の責務)

第9条 体育協会運営補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の行政諸施策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、観光・スポーツ対策監が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。